

研究学校の研究公開について

本年度県教委、文部省指定の各研究学校では、左表のとおり研究成果を公開いたします。

種別	学校名	管内 市町村名	定員数 指定期間	度電	開話	公予定日
教育課程	福島二小	県北 福島市	○ 52・53	0245-34-0121	10/19(木)	
	近津小	県南 東白川郡棚倉町	○ 52・53	02473-3-2154	10/26(木)	
	石川中	県中 石川郡石川町	○ 52・53	02412-2-0465	11/1(木)	
へき地教育	湯本一中	いわき市	○ 52・53	0246-42-4158	11/14(木)	
	岩井沢小	県中 田村郡都路村	○ 52・53	024788-71	11/29(木)	
生徒指導	二本松二中	県北 二本松市	○ 52・53	02432-2-1096	10/25(木)	
	好間中	いわき市	○ 52・53	0246-36-2204	10/9(木)	
通達教育	小野田小	県南 西白河郡東村	○ 52・53	024834-2169 024834-3109 024834-3169	10/30(木)	
	河東一小	河東二小 河東三小	○ 52・53	024275-2021 024275-2286 024275-2350 024275-3011	10/25(木)	

いて述べてみます。

従来学齢簿は、各市町村教育委員会において「毎学年の初めから三月前(十二月末日)までに」と改められました。なお、この学齢簿を作成する基準日は、現行の「十二月一日」から「十月一日」に改められました。

就学時の健康診断についても、現行

の「学齢簿が作成された後入学期日の通知が行われるまでの間に行うものとする」が、「学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前(十一月末日)までの間に行うものとする」と、改められ、二ヶ月繰り上りました。

また、市町村教育委員会が県教育委員会に対して行う、盲・聾・養護学校対象児の氏名等の通知は、従来盲・聾学校対象児のみについて、翌学年の初めから二月前までに行うことになつていまつたが、今回の改正により一ヶ月繰り上り、翌学年の初めから三月前(十二月末日)までにと改めるとともに、養護学校対象児(精神薄弱者・し体不自由者・病弱者)を含めて通知するよう改められました。これによつて、県教育委員会が、盲・聾・養護学校対象児の保護者に対して行う入学通知は、これまで市町村教育委員会から県教育委員会への通知後すみやかにとされていましたが、一般の小・中学校の場合と同様「翌学年の初めから二月前(二月末日)までに」と改められました。

学校教育法施行令及び学校保健法施行令、並びに両法の施行規則の一部改正が八月十八日、公布されました。これは、昭和五十四年度から養護学校に対する訪問教育(重症の在宅心身障害児育が義務制化されるのにともない、就学事務手続きの繰り上げを行うことと、訪問教育(重症の在宅心身障害児に対する教師が各家庭等を訪問して教育を行ふ)に関する規定などを整備したものであります。就学事務手続きの繰り上げにつ

次に、養護教育で大きな役割を果たす訪問教育については、今回初めて省令に位置づけられ、特別の教育課程によることができるよう改められました。

更に、小・中学校長は在学中の児童・生徒の中に、養護学校対象者がいる場合、市町村教育委員会に通知し、養護学校に入ることとなりましたが、経過措置として、市町村教育委員会が特

別の事情があるため引き続きその小学校に在学させることは適当であると認めるものについては、それを可とするた者を、一般の小学校、中学校へ移すことができるようになりました。これが、今回の法令改正の内容です。

その他、盲・聾・養護学校に在学する者の中には、その障害が回復し得るものについては、それを可とするたもの。教育実践記録を、次の要領で募集しています。

□募集内容・方法
(1) 内容
学校・学年・学級経営、学習指導、生徒指導、特殊教育、へき地教育等

文及び実践記録を、次の要領で募集しています。
合、市町村教育委員会に通知し、養護学校に入ることとなりましたが、経過措置として、市町村教育委員会が特

(2) 募集部門
募集は次の二部門について行う
ア 研究論文

研究の手法に従つて研究をまとめたもの。

イ 実践記録

研究主題の解決を図るために教育研究の手法に従つて研究をまとめたもの。

ア 研究論文

研究の手法に従つて研究をまとめたもの。

イ 実践記録

教師みずから教育実践の過程

ア 研究論文

研究の結果をまとめあげたもの。

イ 実践記録

研究の結果をまとめあげたもの。

ア 研究論文

研究の結果をまとめあげたもの。

イ 実践記録

研究の結果をまとめあげたもの。